

第三者評価結果入力シート（児童養護施設）

種別	児童養護施設
----	--------

①第三者評価機関名

NPO法人九州評価機構

②評価調査者研修修了番号

SK2025100

12-004

18-002

19-001

③施設名等

名称：	八代ナザレ園
施設長氏名：	鎌田 隆裕
定員：	36 名
所在地(都道府県)：	熊本県
所在地(市町村以下)：	八代市竹原町1447番地
T E L：	0965-32-3-2926
U R L：	https://y-nazare.org/
【施設の概要】	
開設年月日	1900/5/13
経営法人・設置主体（法人名等）：	社会福祉法人 八代ナザレ園
職員数 常勤職員：	41 名
職員数 非常勤職員：	13 名
有資格職員の名称（ア）	保育士
上記有資格職員の人数：	20 名
有資格職員の名称（イ）	精神保健福祉士
上記有資格職員の人数：	2 名
有資格職員の名称（ウ）	児童指導員
上記有資格職員の人数：	6 名
有資格職員の名称（エ）	看護師
上記有資格職員の人数：	1 名
有資格職員の名称（オ）	社会福祉士
上記有資格職員の人数：	2 名
有資格職員の名称（カ）	栄養士
上記有資格職員の人数：	1 名
施設設備の概要（ア）居室数：	本体ユニット5箇所、地域小規模児童養護施設1箇所、一時保護専用施設1箇所
施設設備の概要（イ）設備等：	事務室、ブレイルーム、地域交流ホール、多目的研修室
施設設備の概要（ウ）：	応接室、園長室、心理室、キッチン、憩いのスペース
施設設備の概要（エ）：	親子生活訓練棟、グラウンド

④理念・基本方針

【理念】
「神は愛」 神は愛です。愛にとどまる人は、神にとどまり、神もまた、その人にとどまっておられます。（1ヨハネ4：16）

わたしの兄弟、しかも最も小さな者の一人にしたのは、わたしにしたのである。（マタイ25：40）

【基本方針】

- ①児童を養育する基本をキリスト教倫理観におき、人格の尊重と隣人愛をもった信念のある人間に育てることを目指す。
- ②シャトルル聖パウロ修道女会の施設であるということを自覚し、その精神を受け継ぐ。
- ③児童の自己実現へ向けて自立支援に努める。
- ④児童と家庭との関係調整に努める。
- ⑤児童と里親との関係調整に努める。
- ⑥地域社会との連携を深め福祉思想の啓発に努める。

⑤施設の特徴的な取組

現地に移転し小規模化生活も10年が経過した。今年度、正規職員を多く採用した為、非常勤の夕食調理専門職員配置を取りやめた。「食育」については、各ホーム、ケアワーカー職員が調理することで、より家庭的な養育となるように取り組んでいる。園が当初から取り組んでいる「子育て短期支援事業」（ショートステイ、トワイライトステイ）、「里親支援事業」（レスパイトケアも含む）、「子どもの権利擁護」、プラスとして昨年から「生命の大切さの実体験」として、「保護犬の動物愛護活動」に園として取り組んでいる。5年前に県内の他施設に先駆けて開設した「開放型一時保護所」はそのニーズが年々高まっている。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（ア）契約日（開始日）	2025/9/2
評価実施期間（イ）評価結果確定日	2026/8/3
前回の受審時期（評価結果確定年度）	令和4年度（和暦）

⑦総評

◆特に評価の高い点

①「家庭的養護」推進の取組

国は、「新しい社会的養育ビジョン（平成29年）」に基づき、現在、児童養護政策の大幅な見直しを進めていますが、本園では、施設の小規模化、地域分散化、多機能化による「家庭的養護」の推進にいち早く取組んでいます。平成27年に、地域小規模児童養護施設（定員6名）を開設、また本園内では、家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員が中心となって、家族への支援や里親の新規開拓とその支援に取り組んでいます。

②「誠実」、「勤勉」、「愛徳」に基づく「子どもの参画」と「権利擁護」の取組

令和4年の児童福祉法改正にともない、社会的養護関係施設では、子どもから聴取した意見または意向を十分勘案したうえで、各関係機関と連携を図りながら、子どもの最善の利益を考慮して支援を行っていくことが重要とされています。本園は、「養護方針」に、養いたい子どもの人格として「誠実」、「勤勉」、「愛徳」の3項目を掲げ、「素直で明るく、たくましく、心豊かな思いやりのある子ども」の育成をうたっています。園外の研修会に積極的に参加するほか、毎月行われる園内職員研修会などを通して子どもの権利擁護、虐待防止の周知に努められています。定員6名のホームを生活の基盤として位置づけ、ホーム会議で、職員が子どもとの対応で言葉遣いが悪いのではないかと意見が出て、リーダー会で判断し、職員に気を付けるように周知に努められました。「意見表明等支援事業」を活用し意見表明支援員（アドボケート）が定期的に園を訪問して、子どもの権利擁護に努められています。

◆改善を求められる点

①「中・長期計画」を踏まえた「（単年度の）事業計画」の策定

中・長期的なビジョンに基づく「中・長期の計画」については明文化された「計画書」の策定までは至っていません。また、「（単年度の）事業計画」は策定されていますが、この項目は「中・長期計画」が策定されていることが要件です。「中・長期計画」を策定し、それを踏まえた「（単年度の）事業計画」の策定が要件です。また、組織的な評価・見直しのためには、PDCAサイクルに基づき、事業計画の内容に、数値目標や具体的な成果目標などを設定し、評価の視点や手順、評価時期などの評価プロセスを明確にすることが求められます。本園では、32年間の長きにわたって在職された現園長が令和7年度をもって退任、新園長と交代されました。こうした中、事業の持続的な推進と発展を担保するためにも、職員の参画による「中・長期計画」策定のプロセスは組織的にも重要なものといえましょう。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

今回、大変丁寧な評価をしていただき有難うございます。評価の捉え方が前回とは異なるものなどあり、評価内容一つ一つについて大変興味深く受け止めております。評価の基準から見てきた本園の具体的な現状を真摯に受け止め、未だ最高評価に満たない点については、全職員の意識の向上を目指し、当園としての対応、体制、標準化の実現にむけ、現在の各部門の委員会等を活用して頑張りたいと思います。当園の基本方針の一つとしての「食育」について、前回に続き今回もAランクに届かなかったのは残念でした。現状に甘んじず、地球環境についても大切な「食」に対する関心を高め、子ども達にはより深めていくつもりです。「家庭的養護」「こどもの参画」「権利擁護」また、「理念の理解」について評価が高かった事は嬉しい事です。最後に「中・長期計画」がなかなか確定できないことについては再度理事会、評議員会も含め、検討していきます。

第三者評価結果（児童養護施設）

共通評価基準（45項目）Ⅰ 養育・支援の基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者 評価結果
① 1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。 ☐ 理念、基本方針が法人、施設内の文書や広報媒体（パンフレット、ホームページ等）に記載されている。 ☐ 理念は、法人、施設が実施する養育・支援の内容や特性を踏まえた法人、施設の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。 ☐ 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。 ☐ 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。 ☐ 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、こどもや保護者等への周知が図られている。 ☐ 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。	a ○ ○ ○ ○ ○
【コメント】 本園は、1696年フランスに設立された「シャルトル聖パウロ修道女会」によって運営されており、カトリックの精神に基づき、理念として「神は愛」を掲げ、「神は愛です。愛にとどまる人は、神にとどまり、神もまた、その人にとどまっておられます（ヨハネの手紙4章16節）。」及び「わたしの兄弟、しかも最も小さな者の一人にしたのは、わたしにしたのである（マタイによる福音書25章40節）。」を引用し明文化しています。養護方針については、「キリストの愛の方針に基づき、児童に神を愛し人を愛する道を教え、誠実・勤勉・愛徳の人格を養い、自主的、社会的な生活態度を育成する。」と明記し、基本方針についてもホームページ、パンフレットに記載し、周知を図っています。 職員への周知として職員会議や職員研修会で理念をみんなで斉唱すること、機会がある時に聖書について説明をされ、新入職員や見学者には、施設見学用にパワーポイントで作った資料を用いて、「養護施設とは」「八代ナザレ園とは」「理念」「養護方針」「基本方針」などについて周知するように努めています。	

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に対応している。	第三者 評価結果
① 2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。 ☐ 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。 ☐ 地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。 ☐ こどもの数・こども像等、養育・支援のニーズ、潜在的に支援を必要とするこどもに関するデータを収集するなど、施設（法人）が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。 ☐ 定期的に養育・支援のコスト分析や施設入所を必要とするこどもの推移、利用率等の分析を行っている。	a ○ ○ ○ ○
【コメント】 児童福祉事業全体の動向や地域の動向について、施設長会議並びに県・市関係行政機関との意見交換会、日本カトリック児童施設協会全国会議、西日本児童養護施設職員セミナー、児童養護施設等職員向け研修会（管理職員向け）、社会的養護を担う児童福祉施設長研修会、全国児童養護施設長研究協議会などの場で把握を行うほか、地域で開催される人権同和問題に関する事業主等研修会、ハラスメント防止対策説明会、子どもアドボカシー研修会（意見表明等支援事業）、市の福祉ネットワークの「八代福祉みらい創造協議会」、気楽な経営勉強会などに参加されて把握・分析に努められています。本園では、分園型を開設、ショートステイやトワイライトステイの強化、放課後児童クラブなどに取組まれることがうかがえました。	

②	3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
	☐ 経営環境や養育・支援の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。	☐
	☐ 経営状況や改善すべき課題について、役員（理事・監事等）間での共有がなされている。	☐
	☐ 経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。	☐
	☐ 経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。	☐

【コメント】

経営課題を明確にし、措置費と寄付金に基づき財源の確保について取組んでいます。園では、分園型を開設、ショートステイやトワイライトステイの強化、放課後児童クラブなどに取組まれることがうかがえました。医療的な支援が必要な子どもが多いことから、子どもが病院に通うことができるような職員配置の工夫など、積極的に支援をしています。

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		第三者 評価結果
①	4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	c
	☐ 中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標（ビジョン）を明確にしている。	
	☐ 中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。	
	☐ 中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	
	☐ 中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。	

【コメント】

中・長期的なビジョンについては、口頭では人材育成、地域分散化など、中・長期に関する事業の方向性を確認できましたが、中・長期（3～5年）の計画については明文化された「計画書」の策定までは至っていません。この項目は、中・長期計画の明文化がなされていない場合は「c」評価となります。

今後は、数値目標や具体的な成果等の設定により、実施状況の評価が的確に行えるよう中・長期計画、中・長期収支計画の策定が求められます。

②	5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	c
	☐ 単年度の計画（事業計画と収支予算）に、中・長期計画（中・長期の事業計画と中・長期の収支計画）の内容が反映されている。	
	☐ 単年度の計画は、実行可能な具体的な内容となっている。	
	☐ 単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。	☐
	☐ 単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	

【コメント】

「（単年度の）事業計画」は策定されていますが、この項目は前項目の中・長期計画が策定されていない場合は「c」評価となります。

今後は、中・長期計画を策定し、それに踏まえた「（単年度の）事業計画」の策定を通じ、数値目標や具体的な成果などを設定することにより、毎年度、実施状況の的確な評価を行える仕組み作りが期待されます。

(2) 事業計画が適切に策定されている。	
① 6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
□事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。	○
□計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。	
□事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。	
□評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。	
□事業計画が、職員に周知(会議や研修会における説明等)されており、理解を促すための取組を行っている。	
【コメント】	
「(単年度)の事業計画」は、リーダー会議、ホーム会議、各種委員会、朝礼後の男子部・女子部の話し合いを通じて職員の意見を把握して見直しに努められていることがうかがえました。 今後は、組織的な評価・見直しのためには、PDCAサイクルに基づき、事業計画の内容に、数値目標や具体的な成果などを設定し、評価の視点や手順、評価時期などの評価プロセスを明確にすることが求められます。	
② 7 事業計画は、こどもや保護者等に周知され、理解を促している。	b
□事業計画の主な内容が、こどもや保護者等に周知(配布、掲示、説明等)されている。	
□事業計画の主な内容をこども会や保護者会等で説明している。	○
□事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、こどもや保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。	
□事業計画については、こどもや保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。	
【コメント】	
事業計画書には、福祉サービス内容や指導目標・指導課程、施設・設備を含む居住環境の現状、災害等に関する対応態勢等、利用者の生活に密接に関わる事項が明記され、公表されています。事業計画の主な内容について、入所児童に対しては担当職員が説明に取り組んでいます。 今後は、事業計画の主な内容について、子どもや保護者等にも理解できるよう、わかりやすく工夫された説明資料の作成などの取組が期待されます。	

4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		第三者 評価結果
① 8 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a	
□組織的にPDCAサイクルにもとづく養育・支援の質の向上に関する取組を実施している。	○	
□養育・支援の内容について組織的に評価(C: Check)を行う体制が整備されている。	○	
□定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。	○	
□評価結果を分析・検討する場が、施設として位置づけられ実行されている。		
【コメント】		
質の向上に向けた組織的な取組として、職員朝礼、朝礼の後の男子部・女子部の話し合い、運営委員会、リーダー会議、ホーム会議、性教育委員会、行事委員会、環境安全委員会、衛生委員会、給食委員会を設置しています。委員会は、それぞれのホームから職員一人の参加により構成、その協議内容は職員全体や子どもに伝えるように取り組んでいます。入居している子ども達から構成される子ども会議や、一人の子どもの事例について職員全員で協議するケース会議などを定期的の実施されています。		

②	9 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
	☐ 評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。	☐
	☐ 職員間で課題の共有化が図られている。	☐
	☐ 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。	
	☐ 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。	
	☐ 改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。	

【コメント】

毎年度の子どもへのアンケート、不適切ケア予防についての自己チェックリスト、職員へのストレスケアアンケートを実施され、結果の報告や必要に応じて研修会などを実施され、解決・改善に努めています。今後は、PDCAサイクルに基づき、評価結果から明確になった課題や改善項目について、職員の組織的な参画のもとで改善策の協議や改善計画の的確な策定を行う仕組み作りが期待されます。

Ⅱ 施設の運営管理

1 施設長の責任とリーダーシップ

施設長の責任と役割		第三者 評価結果
(1)	施設長の責任が明確にされている。	
①	10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
	☐ 施設長は、自らの施設の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。	☐
	☐ 施設長は、自らの役割と責任について、施設内の広報誌等に掲載し表明している。	
	☐ 施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。	☐
	☐ 平常時のみならず、有事(事故、災害等)における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。	☐

【コメント】

園長は、「(単年度の)事業計画書」の職務内容に自らの役割と責任について明記し、自らの施設の経営・管理に関する方針や取組を、朝礼、職員会議、リーダー会議などに出席し、園長自らが自分の考えを表明し周知を図っています。園長は令和8年度に園長を交代されました。数年前から次期園長への引継ぎを念頭に施設の経営・管理の取組を進められており、自らの責任と役割でスムーズな事業継続を行う決意がうかがえました。

②	11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
	☐ 施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者(取引事業者、行政関係者等)との適正な関係を保持している。	☐
	☐ 施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。	☐
	☐ 施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。	☐
	☐ 施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。	☐

【コメント】

園長は、施設長会議並びに県・市関係行政機関との意見交換会、日本カトリック児童施設協会全国会議、西日本児童養護施設職員セミナー、児童養護施設等職員向け研修会(管理職員向け)、社会的養護を担う児童福祉施設長研修会、全国児童養護施設長研究協議会などの場で把握を行うほか、地域で開催される人権同和問題に関する事業主等研修会、ハラスメント防止対策説明会、子どもアドボカシー研修会(意見表明等支援事業)、八代福祉みらい創造協議会、気楽な経営勉強会などに参加されて遵守すべき法令などを正しく理解するように取組んでいます。必要に応じて職員会議を通じて職員の周知に取組んでいます。

(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。

①	12 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a
	□施設長は、養育・支援の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。	☐
	□施設長は、養育・支援の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。	☐
	□施設長は、養育・支援の質の向上について施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	☐
	□施設長は、養育・支援の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。	☐
	□施設長は、養育・支援の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。	☐
	(社会的養護共通) □施設長は、職員の模範となるように、自己研鑽に励み、専門性の向上に努めている。	☐

【コメント】

園長は、朝礼、職員会議などに出席し、養育・支援の在り方について自分の考えを表明し、指導力を発揮しています。養育・支援の質の向上に向けた組織的な取組として、職員朝礼、朝礼の後の男子部・女子部の話し合い、運営委員会、リーダー会議、ホーム会議、性教育委員会、行事委員会、環境安全委員会、衛生委員会、給食委員会を設置しています。委員会は、それぞれのホームから職員一人の参加により構成、その協議内容は職員全体や子どもに伝えるように取組んでいます。入居している子ども達から構成される子ども会議や、一人の事例について職員全員で協議するケース会議などを定期的実施されています。

②	13 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
	□施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。	☐
	□施設長は、施設(法人)の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。	☐
	□施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、施設内に同様の意識を形成するための取組を行っている。	☐
	□施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	☐

【コメント】

園では、各種委員会、ホーム会議とリーダー会議、運営委員会を設置されて、経営の改善や業務の実効化に取組まれています。

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		第三者 評価結果
①	14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。 ☐ 必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。 ☐ 養育・支援に関わる専門職(有資格の職員)の配置等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。 ☐ 計画にもとづいた福祉人材の確保や育成が実施されている。 ☐ 施設(法人)として、効果的な福祉人材確保(採用活動等)を実施している。 (社会的養護共通) ☐ 各種加算職員の配置に積極的に取り組み、人員体制の充実に努めている。	b ○ ○
【コメント】 園では、衛生委員会で、どうしても職員の採用に繋がるのか、などを協議、その後運営委員会でも話し合いをされています。職員からの提案で、職員の募集に繋がるように、ホームページで見学の促しや、見学に来る前に施設の様子を分かってもらうためにSNSを活用して施設の情報の発信に努められています。各種加算職員の配置に積極的に取組み、人員体制の充実に努められています。 今後は、必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画を策定し、それに基づいた取組が実施されることが期待されます。		
②	15 総合的な人事管理が行われている。 ☐ 法人、施設の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にし、職員自らが将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みができています。 ☐ 人事基準(採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準)が明確に定められ、職員等に周知されている。 ☐ 一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。 ☐ 職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。 ☐ 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。	b ○
【コメント】 人事基準について、就業規則を策定されています。職員には、園内研修で就業規則の変更についてを取り上げ周知に努められています。法人のホームページの採用情報に「求める人物像」として、「①子どもが好きな方。②明るく元気な方。③やる気があり、素直で正直な方。」と記載されています。		

(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

①	16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
	☐ 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。	☐
	☐ 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。	☐
	☐ 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。	☐
	☐ 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の相談窓口を施設内に設置するなど、職員が相談しやすいような仕組みの工夫をしている。	
	☐ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。	
	☐ ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。	
	☐ 改善策については、人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。	
	☐ 福祉人材の確保、定着の観点から、施設の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。	

【コメント】

職員の有給休暇の取得状況などは事務所で把握されています。衛生委員会で話し合い、職員が有給休暇を取りやすいように努められていることがうかがえました。
今後は、定期的に職員との個別面談の機会を設けるなど、職員がより一層相談しやすいような取組の工夫が期待されます。

(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

①	17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
	☐ 施設として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。	☐
	☐ 個別面接を行う等施設の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標(目標項目、目標水準、目標期限)が明確かつ適切に設定されている。	☐
	☐ 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。	
	☐ 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末(期末)面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。	

【コメント】

主任が職員と個別面談を実施し、職員一人ひとりについて要望や課題の把握に努められていることがうかがえました。法人のホームページの採用情報に「求める人物像」として、「①子どもが好きな方。②明るく元気な方。③やる気があり、素直で正直な方。」と記載されています。
今後は、計画的に個別面談を実施され、年度始に職員一人ひとりの目標を上司と話し合って設定し、年度末に目標達成度の確認を行うための仕組み作りが期待されます。

②	18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
	☐ 施設が目指す養育・支援を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。	○
	☐ 現在実施している養育・支援の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、施設が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。	
	☐ 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。	○
	☐ 定期的に計画の評価と見直しを行っている。	
	☐ 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。	

【コメント】

「（単年度の）事業計画」では、運営方法の項目、「4. 職員の資質向上」の中に「園外の研修会に積極的に参加するほか、毎月行われる園内職員研修会などを通して職員の人格を磨き、資質の向上を図る。」と明記し取組まれています。園内研修計画を毎月実施され、内容は運営委員会や現場の意見を基に決定されていることがうかがえました。

③	19 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	b
	☐ 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。	
	☐ 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。	
	☐ 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。	
	☐ 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。	○
	☐ 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。	
	(社会的養護共通) ☐ スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性や施設の組織力の向上に取り組んでいる。	

【コメント】

職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修の機会については、「園外の研修会に積極的に参加するほか、毎月行われる園内職員研修会などを通して職員の人格を磨き、資質の向上を図る。」と明記し取組んでいます。園内研修計画を毎月実施され、内容は運営委員会や現場の意見を基に決定されていることがうかがえました。

今後は、外部の専門家によるスーパービジョン体制の構築をされ、より一層の職員の専門性や施設の組織力の向上に取り組むことが期待されます。

(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

①	20 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
	☐ 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。	○
	☐ 実習生等の養育・支援の専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。	○
	☐ 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。	○
	☐ 指導者に対する研修を実施している。	
	☐ 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。	○

【コメント】 実習生の積極的な受け入れに努められ、最近は専門職員による座学を取り入れ、心理職や栄養士などが独自のオリエンテーション資料を作成されています。令和6年度は大学や専門学校等養成機関から40名程度の受け入れを行っています。実習生等の養育・支援に関わる基本姿勢について、「（単年度の）事業計画」に「実習生の受け入れ」の項目を設け、「将来福祉や教育の現場で働く後進のために積極的に実習生を受け入れる。実習生を受け入れる際は事前訪問とオリエンテーションにおいて、実習生としての自覚を深めて頂くと共に、実習に取り組む姿勢や心構えを確認する。また、学校に対しても園の意向を理解して頂き、学生を事前にしっかり指導して頂くよう依頼する。」と明記しています。実習生対応マニュアルを策定し、「1. 実習生の学び」、「2. 受け入れ窓口担当者の役割、業務」、「3. オリエンテーションマニュアル」、「4. 実習担当者の役割、業務」を柱に、実習の充実に取り組む内容が明示されています。

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		第三者 評価結果
①	21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
	☐ ホームページ等の活用により、法人、施設の理念や基本方針、養育・支援の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。	☐
	☐ 施設における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公開している。	☐
	☐ 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公開している。	☐
	☐ 法人、施設の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人、施設の有存在意義や役割を明確にするように努めている。	☐
	☐ 地域へ向けて、理念や基本方針、施設で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。	
【コメント】		
ホームページの活用により、「①home。②施設概要（理念、養護方針、基本方針、児童養護施設とは、専門スタッフ、ナザレ園の風景、VRツアー）。③活動内容（一日の流れ、八代ナザレ園のイベント）。④園の取組。⑤情報開示（決算報告、第三者評価の受審結果など）。⑥採用情報。⑦交通アクセス」などの項目が情報公開されています。SNSを活用して、園のイベントを公開されています。		
②	22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
	☐ 施設(法人)における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。	☐
	☐ 施設(法人)における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。	☐
	☐ 施設(法人)の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。	
	☐ 外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。	
【コメント】		
公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組として、理事を務める公認会計士からチェックと指導・助言を受けるような体制になっています。		

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。		第三者 評価結果
①	23 こどもと地域との交流を広げるための取組を行っている。 ☐ 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。 ☐ こどもの個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、必要があれば職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。 ☐ 施設やこどもへの理解を得るために、地域の人々に向けた日常的なコミュニケーションを心がけている。 ☐ こどもの買い物や通院等日常的な活動についても、定型的でなく個々のこどものニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。 (児童養護施設) ☐ 学校の友人等が施設へ遊びに来やすい環境づくりを行っている。	a ☐ ☐ ☐ ☐ ☐
【コメント】		
地域との関わり方についての基本的な考え方は、園の基本方針の中に、「6. 地域社会との連携を深め福祉思想の啓発に努める。」と明文化しています。餅つきなど町内会の活動に参加されたり、保護司（ロータリークラブ）の方が主催する畑に大根の種を撒く、米の収穫などの仕事に子ども達も参加、ナザレ園として感謝の集い（夏祭り）を開催されるなど、地域との関係が適切に確保されるように取組まれています。		
②	24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。 ☐ ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。 ☐ 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化して取り組んでいる。 ☐ ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。 ☐ ボランティアに対してこどもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。	b ☐ ☐ ☐ ☐
【コメント】		
ボランティア受け入れに関する基本姿勢について、「（単年度の）事業計画」、「運営方法」の中に「10. ボランティア」の項目を設け、「多くのボランティアさんのご協力により園内外の様々な体験の機会を共有する。」と明記し、学習ボランティアや除草ボランティアなどを積極的に受け入れています。 今後は、ボランティア受入れについて、事前説明等に関する内容が明記されたマニュアルの整備などが期待されます。		
(2) 関係機関との連携が確保されている。		
①	25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。 ☐ 当該地域の関係機関・団体について、個々のこどもの状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。 ☐ 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。 ☐ 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。 ☐ 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。 ☐ 地域に適当な関係機関・団体がない場合には、こどものアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。	a ☐ ☐ ☐ ☐ ☐
【コメント】		
児童相談所、病院、町内会、小中学校PTAなど関係機関・団体との連携は適切に行われています。市の福祉ネットワークの「八代福祉みらい創造協議会」などに参加されて、地域の関係機関との連携に努められています。		

(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
①	26 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
	□施設(法人)が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流活動などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。	○
	(社会的養護共通) □施設のもつ機能を地域へ還元したり、地域の関係機関・団体との連携等を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。	○
	(5種別共通) □地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。	
【コメント】 地域の子ども会、町内会、民生委員・児童委員、ロータリークラブ、子ども食堂などを通じた地域住民との交流や、児童相談所、病院、八代市社会福祉協議会、学校など地域の関係機関・団体との連携、市の福祉ネットワークの「八代福祉みらい創造協議会」に参加、園のショートステイとトワイライトステイ事業を通じて、地域の福祉ニーズや生活課題などの把握に努めています。		
②	27 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
	□把握した福祉ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。	○
	□把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。	
	□多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。	○
	□施設(法人)が有する養育・支援に関するノウハウや専門的な情報を、地域に還元する取組を積極的に行っている。	○
	□地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。	
【コメント】 地域の子ども会に対し地域交流ホールの開放や、「里親推進事業」を実施する団体に対し会合の場所の提供など、地域コミュニティの活性化やまちづくり、児童福祉などに貢献をしています。		

Ⅲ 適切な養育・支援の実施

1 こども本位の養育・支援

(1) こどもを尊重する姿勢が明示されている。		第三者 評価結果
①	28 こどもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
	□理念や基本方針に、こどもを尊重した養育・支援の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。	○
	□こどもを尊重した養育・支援の実施に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。	○
	□こどもを尊重した養育・支援の実施に関する基本姿勢が、個々の支援の標準的な実施方法等に反映されている。	
	□こどもの尊重や基本的人権への配慮について、施設で勉強会・研修を実施している。	○
	□こどもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。	○

【コメント】 「（単年度の）事業計画」の中の、「理念」及び「養護方針と基本方針」において、子どもを尊重した養育・支援の実施について明示しています。「養護方針」には、養うべき子どもの人格について「誠実（責任感のある子ども）」、「勤勉（忍耐強い子ども）」、「愛徳（思いやりのある子ども）」の3項目を掲げ、「素直で明るく、たくましく、心豊かな思いやりのある子ども」の育成をうたっています。子どもの尊重や基本的人権の配慮について共通の理解を持つために、園外の研修会に積極的に参加するほか、毎月行われる園内職員研修会などを通して子どもの権利擁護、虐待防止の周知に努められています。ホーム会議で、職員が子どもとの対応で言葉遣いが悪いのではないかという意見が出て、リーダー会で判断し、職員に気を付けるように周知に努められたという事例もありました。「意見表明等支援事業」を活用し、意見表明支援員（アドボケイト）が定期的に園を訪問して、子どもの権利擁護に努められていることがうかがえました。アドボケイトによる、子どもの権利に関する研修やアドボケイトの研修を職員に実施されています。		
②	29 こどものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。 ☐こどものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。 ☐規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した養育・支援が実施されている。 ☐一人ひとりのこどもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、こどものプライバシーを守るよう設備等の工夫を行っている。 ☐こどもや保護者等にプライバシー保護に関する取組を周知している。	b ○ ○
【コメント】 子どものプライバシーの保護のために個室を整備しています。毎年、不適切なケアの予防のため「自己チェックリスト」を実施、その中にプライバシーの項目があり、プライバシーに配慮した養育・支援を行っているのか、実際に確認できるようになっています。例えば、「八代ナザレ園の生活の流れ」には、朝に部屋に入る時は、「ドアをノックし『おはようございます』と声かけして開け、入る。」などと具体的に明記されるなど、子どものプライバシー保護に努められています。 今後は、子どものプライバシーの保護について、規程・マニュアルなどをより一層充実させ、職員の共通の理解を得るための取組が期待されます。		
（２） 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
①	30 こどもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。 ☐理念や基本方針、養育・支援の内容や施設の特性等を紹介した資料を準備している。 ☐施設を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容になっている。 ☐施設に入所予定のこどもや保護者等については、個別に丁寧な説明を実施している。 ☐見学等の希望に対応している。 ☐こどもや保護者等に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。	a ○ ○ ○ ○
【コメント】 理念や基本方針、養育・支援の内容や施設の特性などを紹介したホームページ、パンフレット、説明用のパワーポイントの資料、SNSの公開に努め、それらを活用して施設に入所予定のこどもや必要に応じて保護者等に対し個別に丁寧な情報提供をするように努めています。		

②	31 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	b
	☐ 子どもや保護者等が自らの状況を可能な限り認識し、施設が行う養育・支援についてできるだけ主体的に選択できるよう、よりわかりやすくなるような工夫や配慮をして説明している。	
	☐ 養育・支援の開始・過程における養育・支援の内容に関する説明と同意にあたっては、子どもや保護者等の自己決定を尊重している。	○
	☐ 養育・支援の開始・過程においては、子どもや保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。	
	☐ 意思決定が困難な子どもや保護者等への配慮についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。	

【コメント】

養育・支援の内容については、入所時に説明していることがうかがえました。養育・支援の過程については、子ども達に対し、その折々に説明していることがうかがえました。

専門の支援員（アドボケイト）が定期的に園を訪問して、子どもの権利擁護に努められていることがうかがえました。

今後は、意思決定が困難な子どもや保護者等への配慮について、適切な説明、運用が図られるよう、例えばマニュアル等の丁寧な作成などが期待されます。

③	32 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	b
	☐ 養育・支援の内容の変更にあたり、従前の内容から著しい変更や不利益が生じないように配慮されている。	
	☐ 他の施設や地域・家庭への移行にあたり、養育・支援の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。	
	☐ 施設を退所した後も、施設として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。	○
	☐ 施設を退所した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。	

【コメント】

養育・支援の内容の変更にあたっては、児童相談所と連携して対応を行っています。施設を退所した後も、子どもから園へSNSなどを活用して連絡ができるよう、家庭支援専門員などが対応する仕組み作りに努めています。

(3) こどもの満足の向上に努めている。

第三者
評価結果

①	33 こどもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
	☐ こどもの満足に関する調査が定期的に行われている。	○
	☐ こどもへの個別の相談面接や聴取等が、こどもの満足を把握する目的で定期的に行われている。	
	☐ 職員等が、こどもの満足を把握する目的で、こども会等に出席している。	
	☐ こどもの満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、こども参画のもとで検討会議の設置等が行われている。	
	☐ 分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。	

【コメント】

こどもの満足に関する調査として、毎年全国社会福祉協議会の第三者評価の利用者調査をベースにしたアンケートと食事の嗜好調査を行っています。ホームごとに、子ども達が話し合う子ども会を開催されています。専門の支援員（アドボケイト）が定期的に園を訪問して、子どもの権利擁護に努められていることがうかがえました。

今後は、こどもの満足に関する調査の担当者などの設置や、把握した結果を組織的に分析・検討し改善に結びつけるための仕組み作りが期待されます。

(4) こどもが意見等を述べやすい体制が確保されている。

①	34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
	☐ 養育・支援の実施等から生じた苦情に適切に対応することは責務であることを理解し、苦情解決の体制(苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置)が整備されている。	○
	☐ 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料をこどもや保護者等に配布し説明している。	○
	☐ 苦情記入カードの配布やアンケート(匿名)を実施するなど、こどもや保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。	
	☐ 苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。	
	☐ 苦情内容に関する検討内容や対応策、解決結果等については、こどもや保護者等に必ずフィードバックするとともに、苦情を申し出たこどもや保護者等のプライバシーに配慮したうえで、公開している。	
	☐ 苦情相談内容にもとづき、養育・支援の質の向上に関わる取組が行われている。	

【コメント】

苦情解決の態勢が整備され、苦情解決マニュアルを策定しています。第三者委員はボランティアや地域の方など、園にゆかりがあり子どもにもなじみがある人を選定するようにしています。苦情に関わる話題は、子ども達と各棟の職員が話し合い、共に解決を考えるように取組み、必要に応じて個人の日誌などに記録しています。専門の支援員(アドボケイト)が定期的に園を訪問して、子どもの権利擁護に努められていることがうかがえました。

②	35 こどもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、こども等に周知している。	b
	☐ こどもが相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。	
	☐ こどもや保護者等に、その文書の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。	
	☐ 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。	○

【コメント】

子ども達が生活している棟ごとに色々なことを気軽に話せる環境作りを進め、あわせて苦情解決ができるように取組んでいます。副園長が各棟を回って、子ども達の意見や要望を把握するように努められていることがうかがえました。

③	36 こどもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
	☐ 職員は、日々の養育・支援の実施において、こどもが相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。	○
	☐ 意見箱の設置、アンケートの実施等、こどもの意見を積極的に把握する取組を行っている。	
	☐ 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。	
	☐ 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。	
	☐ 意見等にもとづき、養育・支援の質の向上に関わる取組が行われている。	○
	☐ 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。	

【コメント】

子ども達が生活している棟ごとに色々なことを気軽に話せる環境作りを進め、あわせてと苦情解決ができるように取組まれ、必要に応じてリーダー専門職員が参加されています。ホームの職員と子ども達で解決策を考え、必要に応じてリーダー会議、職員会議などで適切な解決策を話し合うように努めています。

(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。		第三者 評価結果
①	37 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
	☐ リスクマネジメントに関する責任者の明確化(リスクマネジャーの選任・配置)、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。	☐
	☐ 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順(マニュアル)等を明確にし、職員に周知している。	☐
	☐ こどもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。	
	☐ 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。	☐
	☐ 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。	☐
	☐ 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。	
	【コメント】 園では子ども達が「安心・安全・安定」を感じられるように取組んでいます。特に、園では「安定」ということを重視されています。事故などの発生時の対応と子どもの安全確保については「事故発生時対応マニュアル」、「防犯管理マニュアル<不審侵入防止及び侵入時の対応>」、「性的問題行動への対応」等を策定し、研修会などで職員への周知に取組んでいます。ヒヤリハットについては環境安全委員会が集計・分析を実施され、必要に応じて朝礼や職員会議で共有に取組んでいます。園内研修として「事件・事故・暴力から子ども達と職員を守る」をテーマに外部講師を招き実施されています。	
②	38 感染症の予防や発生時におけるこどもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
	☐ 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。	☐
	☐ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し職員に周知徹底するとともに、定期的に見直している。	☐
	☐ 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。	☐
	☐ 感染症の予防策が適切に講じられている。	
	☐ 感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。	☐
	【コメント】 感染症の対策については、看護師が中心となり、「児童福祉施設八代ナザレ園 業務継続計画(BCP)」を策定されて、感染症の事前対策と発生時について記載して、適切な対応に努められています。職員には「保健衛生」をテーマに園内研修を行い、定期的に感染症の予防や安全確保に関する周知に取組んでいます。各ホームには、感染症の蔓延防止のために隔離するための部屋を確保されています。	
③	39 災害時におけるこどもの安全確保のための取組を組織的にしている。	b
	☐ 災害時の対応体制が決められている。	☐
	☐ 立地条件等から災害の影響を把握し、発災時においても養育・支援を継続するために「事業継続計画」(BCP)を定め、必要な対策を講じている。	
	☐ こども及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。	
	☐ 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。	
	☐ 地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体、学校、病院等と連携するなど、体制をもって避難訓練等を実施している。	☐
【コメント】 災害時の対応として「児童福祉施設 八代ナザレ園 業務継続計画」の中で、自然災害の事前対策と、発生時の対応について記載し、それらに基づいて適切に対応するように取組まれています。食料品や備蓄などを整備し、毎月火災や地震を想定した避難訓練を実施しています。		

2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		第三者 評価結果
①	40 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	a
	☐ 標準的な実施方法が適切に文書化されている。	☐
	☐ 標準的な実施方法には、こどもの尊重や権利擁護とともにプライバシーの保護に関わる姿勢が明示されている。	☐
	☐ 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。	☐
	☐ 標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。	
【コメント】		
養育・支援について標準的な実施方法として「八代ナザレ園の生活の流れ」を策定し、年度初めに全職員に配付し、各棟ごとに読み合わせを行い、職員に周知するように取組んでいます。「八代ナザレ園の生活の流れ」の内容については、ホーム会議で職員から「改定したほうが時代に即しているのではないか。」などの意見が出た場合には改定するなど、その時々に合わせて見直しを行っています。例えば、これまで「先生」という呼び方をしていたものを「さん」と呼ぶように変えたことなどもあげられます。「八代ナザレ園の生活の流れ」には、子どもの尊重や権利擁護とともにプライバシーの保護に関わる事項が明示されています。		
②	41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
	☐ 養育・支援の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が施設で定められている。	
	☐ 養育・支援の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に実施されている。	
	☐ 検証・見直しにあたり、自立支援計画の内容が必要に応じて反映されている。	
	☐ 検証・見直しにあたり、職員やこども等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。	☐
【コメント】		
養育・支援に関わる標準的な実施方法として「八代ナザレ園の生活の流れ」を作成し、年度初めに全職員に配付し、各棟ごとに読み合わせを行い、それぞれの棟ごとに自分のホームに適合した内容に手直しをしていることがうかがえました。 ただし、養育・支援の標準的な実施方法の検証・見直しがいつ行われたのか、どういう理由から行われたのかが確認できないために、今後は確認できるような仕組みの「見える化」が期待されます。		

(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。

①	42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a
	☐ 自立支援計画策定の責任者を設置している。	
	☐ アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。	○
	☐ 部門を横断したさまざまな職種の関係職員(種別によっては施設以外の関係者も)が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。	○
	☐ 自立支援計画には、子ども一人ひとりの具体的なニーズ、具体的な養育・支援の内容等が明示されている。	○
	☐ 自立支援計画を策定するための部門を横断したさまざまな職種による関係職員(種別によっては組織以外の関係者も)の合議、子どもの意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。	○
	☐ 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な養育・支援が行われている。	

【コメント】

自立支援計画を策定に当たって、①入所児童の意見をどのように反映させているか、②児童自身に児童自立支援計画をどのように説明しているか、子どもの意見をどこまでいかせているかなどの項目に関する対応策として、園では「子ども応援会議」を実施しています。園のアセスメント手法として、子ども応援会議の書式、①、②を用いて子どもの意向の把握に取り組めます。子どもとホーム担当職員で話し合いを行った後、担当職員と専門職でさらに協議し、自立支援計画を策定しています。1年度を前期・後期の2期に分けて目標設定、評価、見直しに取り組んでいます。

②	43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	b
	☐ 自立支援計画どおりに養育・支援が行われていることを確認する仕組みが構築され、機能している。	○
	☐ 自立支援計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、子どもの意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。	○
	☐ 見直しによって変更した自立支援計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。	○
	☐ 自立支援計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。	
	☐ 自立支援計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、養育・支援を十分に実施できていない内容(ニーズ)等、養育・支援の質の向上に関わる課題等が明確にされている。	○

【コメント】

自立支援計画の評価・見直しは、1年度を前期・後期の2期に分け、子ども応援会議(自立支援会議)で取り組まれています。子どもとホーム担当職員で話し合いを行った後、担当職員と専門職でさらに協議し、計画を策定されています。

(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。

①	44 こどもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b
	☐ こどもの身体状況や生活状況等を、施設が定めた統一した様式によって把握し記録している。	☐
	☐ 自立支援計画にもとづく養育・支援が実施されていることを記録により確認することができる。	
	☐ 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。	☐
	☐ 施設における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。	☐
	☐ 情報共有を目的とした会議の定期的な開催等、部門横断での取組がなされている。	
	☐ パソコンのネットワークシステムの利用や記録ファイルの回覧等を実施して、施設内で情報を共有する仕組みが整備されている。	☐

【コメント】

子どもの身体状況や生活状況などは、パソコンのツールを用いて、統一した様式によって記録されています。子どもに関する育成記録については、園長が確認し、記入する職員ごとの視点で書かれるために記録が異なる場合があります。職員が統一した視点で見えるように指導されるなど、書き方のマニュアルに基づき、記録手法の共有化に努められていることがうかがえました。

②	45 こどもに関する記録の管理体制が確立している。	a
	☐ 個人情報保護規程等により、こどもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。	☐
	☐ 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。	
	☐ 記録管理の責任者が設置されている。	
	☐ 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。	☐
	☐ 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。	☐
	☐ 個人情報の取扱いについて、こどもや保護者等に説明している。	

【コメント】

子どもについての記録の保管、保存などに関する規定を定めています。園の子ども達の個人情報について、園のパソコンからしかアクセスできないように設定し、子どもに関する記録については鍵付きの書庫に保管しています。警察署の職員を講師に招き、「SNSの危険性」について研修を実施、子どもと職員に説明するなど、意識啓発と事故防止に取り組んでいます。

内容評価基準（24項目）

A－1 こどもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

(1) こどもの権利擁護		第三者 評価結果
①	A1 こどもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a
	☐ こどもの権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。	☐
	☐ こどもの権利擁護に関する取組が周知され、規程・マニュアル等にもとづいた養育・支援が実施されている。	☐
	☐ 権利擁護に関する取組について職員が具体的に検討する機会を定期的に設けている。	☐
	☐ 権利侵害の防止と早期発見するための具体的な取組を行っている。	☐
	☐ こどもの思想・信教の自由について、最大限に配慮し保障している。	☐
【コメント】		
「（単年度の）事業計画」の中の、「理念」及び「養護方針と基本方針」において、子どもを尊重した養育・支援の実施について明記しています。「養護方針」には、養いたい子どもの人格として「誠実（責任感のある子ども）」、「勤勉（忍耐強い子ども）」、「愛徳（思いやりのある子ども）」の3項目を掲げ、「素直で明るく、たくましく、心豊かな思いやりのある子ども」の育成をうたっています。子どもの尊重や基本的人権の配慮について共通の理解を持つために、園外の研修会に積極的に参加するほか、毎月行われる園内職員研修会などを通して子どもの権利擁護、虐待防止の周知に努められています。ホーム会議で、職員が子どもとの対応で言葉遣いが悪いのではないかという意見が出て、リーダー会で判断し、職員に気を付けるように周知に努められました。「意見表明等支援事業」を活用し意見表明支援員（アドボケイト）が定期的に園を訪問して、子どもの権利擁護に努められていることがうかがえました。子どもの権利に関する研修として、アドボケイトによる、子どもの権利に関する研修やアドボケイトの研修を職員に実施されています。		
(2) 権利について理解を促す取組		
①	A2 こどもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	b
	☐ 権利についての理解を深めるよう、年齢に配慮した説明を工夫し、日常生活を通して支援している。	☐
	☐ こどもの年齢や状態に応じて、権利についての理解を深めるよう、権利ノートやそれに代わる資料等を使用して、生活の中で保障されるさまざまな権利についてわかりやすく説明している。	☐
	☐ 職員間でこどもの権利に関する学習機会を持っている。	☐
	☐ こども一人ひとりがかけがえのない大切な存在であり、自分を傷つけたりおとしめたりしてはならないこと、また、他人を傷つけたり脅かしたりしてはならないことが、日々の養育の中で伝わっている。	☐
	☐ 年下のこどもや障がいのあるこどもなど、弱い立場にあるこどもに対して、思いやりの心をもって接するように支援している。	☐
【コメント】		
「子どもの権利ノート」を配付しています。普段の生活を通して、子どもが自他の権利に関するやり方について確認ができるように対応し、上手いかなかたときには子ども自身にどうすればよかったのかを考えるように言葉掛けを行い、自他の権利について正しい理解を促すように努めています。「意見表明等支援事業」を活用し意見表明支援員（アドボケイト）が定期的に園を訪問して、子どもの権利擁護に努められていることがうかがえました。子どもの権利に関する研修として、アドボケイトによる、子どもの権利に関する研修やアドボケイトの研修を子どもに実施されています。		

(3) 生き立ちを振り返る取組

①	A3 こどもの発達状況に応じ、職員と一緒に生き立ちを振り返る取組を行っている。	b
	□こどもの発達状況等に応じて、適切に事実を伝えようと努めている。	○
	□事実を伝える場合には、個別の事情に応じて慎重に対応している。	○
	□伝え方や内容などについて職員会議等で確認し、職員間で共有している。	○
	□事実を伝えた後、こどもの変容などを十分把握するとともに、適切なフォローを行っている。	○
	□こども一人ひとりに成長の記録(アルバム等)が用意され、空白が生じないように写真等の記録の収集・整理に努めている。	○
	□成長の過程を必要に応じて職員と一緒に振り返り、こどもの生き立ちの整理に繋がっている。	

【コメント】

生き立ちを振り返るタイミングは、子ども自身が知りたいと思ったタイミングと考え、その時に子どもの担当職員と主任（家庭支援専門相談員）と心理担当職員が、いつ、どのように話すかについて児童相談所と相談しながら取り組んでいます。子ども一人ひとりの成長の記録の写真は毎年定期的に、データの中から記録しておきたいものを自分で選ばせ、アルバムを作成しています。

(4) 被措置児童等虐待の防止等

①	A4 こどもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a
	□体罰や不適切なかかわり(暴力、人格的辱め、心理的虐待など)があった場合を想定して、施設長が職員・こども双方にその原因や体罰等の内容・程度等、事実確認をすることや、「就業規則」等の規程に基づいて厳正に処分を行う仕組みがとられている。	○
	□不適切なかかわりの防止について、会議等で具体的な例を示すなどして職員に徹底し、行われていないことを確認している。また、不適切なかかわりを発見した場合は、記録し、必ず施設長に報告することが明文化されている。	○
	□こどもが自分自身を守るための知識、具体的方法について学習する機会を設けており、不適切なかかわりの具体的な例を示して、こどもに周知し、こども自らが訴えることができるようにしている。	
	□被措置児童等虐待が疑われる事案が生じたときに、施設内で検証し、第三者の意見を聞くなどの迅速かつ誠実な対応をするための体制整備ができており、被措置児童等虐待の届出・通告があった場合には、届出者・通告者が不利益を受けることのない仕組みが整備・徹底されている。	○
	□被措置児童等虐待の届出・通告制度について説明した資料をこども等に配布、説明している。また、掲示物を掲示するなどして、こどもが自ら訴えることができるようにしている。	

【コメント】

不適切なかかわりの防止と早期発見について、新任研修で「不適切ケアの予防のための自己チェックリスト」を見せて、把握に努められていることがうかがえました。ケース会議でロールプレイを通じて子どもへの適切な対応について検討や、定期的に「不適切ケアの予防のための自己チェックリスト」を実施し、「八代ナザレ園の生活の流れ」、「性的問題への対応」など、具体的な例を示すなどして、職員が共通理解を持つように取組まれています。子どもへの不適切な行為については、就業規則に基づいて、行為を行った職員及び行為の事実を認識しながら施設に対して何ら報告を行わなかった職員に対して厳正に処分を行うこととしています。また、子どもの最善の利益を図り、その意見を尊重するという観点から、定期的に子ども対象のアンケートを実施、地域交流ホールの玄関に「投函ポスト」を設置し、投書された意見や要望などについては、必要に応じて子どもの意向や意見を実際に聴取し、子どもの支援に反映させるよう取り組んでいます。

(5) 支援の継続性とアフターケア

①	A5 こどものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	b
	☐ こどもの生活の連続性に関して、施設全体でその重要性を理解し、入所や退所に伴う不安を理解し受け止めるとともに、こどもの不安を軽減できるように配慮している。	
	☐ 入所した時、温かく迎えることができるよう、受け入れの準備をしている。	○
	☐ こどもがそれまでの生活で築いてきた人間関係などを、可能な限り持続できるように配慮している。	
	☐ 家庭復帰や施設変更、里親等委託にあたり、こどもが継続して安定した生活を送ることができるよう、支援を行っている。	

【コメント】

移行期の支援については、入所前の生活や入所する理由などの情報を入手し、それを基に子どもの不安感が少なくなるように関わることに努めています。迎え入れる日には、子どもが好きなものを用意し、入所した時温かく迎えることができるように、受け入れの準備をしています。退所前に一か月間親子訓練室を使い、一人暮らしを体験してもらい、不安の軽減に努められています。

②	A6 こどもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	b
	☐ こどものニーズを把握し、退所後の生活に向けてリービングケアの支援を行っている。	○
	☐ 退所後も施設に相談できる窓口(担当者)があり、支援をしていくことを伝えている。	
	☐ 退所者の状況の把握に努め、記録が整備されている。	○
	☐ 行政機関や福祉機関、あるいは民間団体等と連携を図りながらアフターケアを行っている。	○
	☐ 本人からの連絡だけでなく、就労先、アパート等の居住先からの連絡、警察等からのトラブル発生の連絡などにも対応している。	○
	☐ 退所者が集まれる機会や、退所者と職員・入所しているこどもとが交流する機会を設けている。	

【コメント】

職業指導員を設置され、職業体験などに参加するようにされています。施設ではいつも職員がいることから子どもは一人になる経験が少ないため、退所後の生活に向けて、親子訓練室を用いて、一か月間一人暮らしとして、職員が最低限しか関わらない生活の中で洗濯、掃除、食事作り等を体験するように取り組んでいます。退所前に連絡先を交換して、退所後も相談でき、支援をしていくことを伝えています。家庭支援専門相談員が退所者の状況把握と生活相談に取り組んでいます。就労先などからの連絡にも対応しています。

A-2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の基本		第三者 評価結果
①	A7 こどもを理解し、こどもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	b
	☐ 職員はさまざまな知見や経験によって培われた感性に基づいてこどもを理解し、受容的・支持的な態度で寄り添い、こどもと共に課題に向き合っている。	○
	☐ こどもの生育歴を知り、そのときどきでこどもの心に何が起こっていたのかを理解している。	
	☐ こどもが表出する感情や言動のみを取り上げるのではなく、被虐待体験や分離体験などに伴う苦痛・いかり、見捨てられ感も含めて、こどもの心に何が起こっているのかを理解しようとしている。	○
	☐ こどもに行動上の問題等があった場合、単にその行為を取り上げて叱責するのではなく、背景にある心理的課題の把握に努めている。	○
	☐ こどもたちに職員への信頼が芽生えていることが、利用者アンケートを通じて感じられる。	○
【コメント】		
朝礼、職員会議、新人研修、職員研修、ホーム会議、ケース会議、子ども応援会議などで子どもを理解し、受容的・支持的な態度で寄り添う養育・支援の方法について職員が共通理解を持つように努めています。何かトラブルがあった時などには、ホーム会議やケース会議などで話し合い、組織として適切な対応を取るように努められていることがうかがえました。		
②	A8 基本的欲求の充足が、こどもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。	b
	☐ こども一人ひとりの基本的欲求を満たすよう努めている。	○
	☐ 基本的欲求の充足において、こどもと職員との関係性を重視している。	
	☐ 生活の決まりは、秩序ある生活の範囲内でこどもの意思を尊重した柔軟なものとなっている。	○
	☐ こどもにとって身近な職員が一定の裁量権を有し、個々のこどもの状況に応じて柔軟に対応できる体制となっている。	○
	☐ 基本的な信頼関係を構築するために職員とこどもが個別的に触れ合う時間を確保している。	
	☐ 夜目覚めたとき大人の存在が感じられるなど安心感に配慮している。	
【コメント】		
「生活のきまり」は、担当する身近な職員が一定の裁量権を有し、そこで生活している子どもの意思を可能な限り尊重し、子どもの発達に応じて柔軟に対応できるように、それぞれのホームごとに職員と子ども達が話し合って決めるようにしています。		

③	A9 こどもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、こども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。	a
	☐ 快適な生活に向けての取組を職員とこどもが共に考え、自分たちで生活をつくっているという実感を持たせるとともに、施設の運営に反映させている。	☐
	☐ こどもが自分たちの生活における問題や課題について主体的に検討する機会を日常的に確保している。	☐
	☐ こどもがやらなければならないことや当然できることについては、こども自身が行うように見守ったり、働きかけたりしている。	☐
	☐ こどもを見守りながら状況を的確に把握し、賞賛、励まし、感謝、指示、注意等の声かけを適切に行っている。	
	☐ つまずきや失敗の体験を大切にし、主体的に問題を解決していくよう支援し、必要に応じてフォローしている。	☐

【コメント】

園では自立支援計画を策定するために、「子ども応援会議」を実施しています。「子どもの力を信じて見守る。」という姿勢を大切にするため、子ども応援会議では、「自分の良い所 頑張っていること（自分の強み）今困っていること、直したいところ。どういう風になりたい（目標）。そのためにどうすればいい？ 振り返りどうなった。自分の評価。職員の評価。」などについて検討され、子ども応援会議の形式が、ステップを踏んで、子ども達自身の成長を促すように構成されています。自立支援計画は、子どもとホーム担当職員で話し合いを行った後、担当職員と専門職でさらに協議し、策定しています。そうして策定された自立支援計画に基づいて、できる限り子どもができることは子ども自身にさせるように努めていることがうかがえました。こどもの能力を把握して適切な支援をするように努められています。例えば、子どものクラブ活動に行く際に持ち物などをコーチから注意を受けた場合、職員が話し合い、視覚支援をポイントにして、玄関の扉に絵付きで掲示するなど取組まれています。

④	A10 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	b
	☐ 施設内での養育が、年齢や発達の状況、課題等に応じたプログラムの下、実施されている。	
	☐ 日常生活の中で、こどもたちの学びや遊びに関するニーズを把握し、可能な限りニーズに応えている。	☐
	☐ 幼児から高校生まで、年齢段階に応じた図書などの文化財、玩具・遊具が用意、利用されている。	☐
	☐ 学校や地域にあるこどもたちの学びや遊びに関する情報を把握し、必要な情報交換ができています。	
	☐ こどものニーズに応えられない場合、こどもがきちんと納得できる説明がされている。	
	☐ 幼稚園等に通わせている。	☐
	☐ こどもの学びや遊びを保障するための、資源（専門機関やボランティア等）が十分に活用されている。	

【コメント】

子どもの発達の状況に応じて通園・通学を保障しています。日常生活の中で、子ども達の学びや遊びに関するニーズを把握し、幼児から高校生まで、年齢段階に応じた図書などの文化財、学習教材のほか年齢に応じて玩具・遊具が用意されています。

⑤	A11 生活のいとなみを通して、基本的生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	a
	□こどもが社会生活をいとなむ上での必要な知識や技術を日常的に伝え、こどもがそれらを習得できるよう支援している。	☐
	□こどもと職員が十分な話し合いのもとに「しなければならないこと」と「してはならないこと」を理解し、生活するうえでの規範等守るべき決まりや約束を一緒に考え作っていくようにしている。	☐
	□地域社会への積極的参加を図る等、社会性を習得する機会を設けている。	☐
	□発達状況に応じ、身体の健康(清潔、病気、事故等)について自己管理できるよう支援している。	☐
	□発達状況に応じて、電話の対応、ネットやSNSに関する知識などが身につくように支援している。	☐

【コメント】

子どもに配慮した独自性を尊重しつつ、全体としての調和を保つように、各ホームごとに子どもと職員が十分な話し合いのもとに「しなければならないこと」と「してはならないこと」を理解し、生活するうえでの規範など守るべき決まりや約束を一緒に考え作っていくようにしています。「(単年度の)事業計画書」で明示されている「指導目標、年間目標と月間目標、指導留意点」、「日課表」、「指導過程の領域」や「八代ナザレ園の生活の流れ」などに基づいて、日常生活のやりとりの中から子どもが社会生活を営むうえで必要な知識や技術を日常的に伝え、基本的生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるように、例えば、洗濯は中高生以上は自分で洗って自分で干すことを基本にする、調理は子ども自身がやりたいと思ったら教えるようにする、金銭管理は原則子ども自身にまかせ、失敗する場合は施設にいるときにその体験をさせてから職員が手伝うように努められています。掃除は自分の部屋を掃除することが基本ですが、掃除が苦手な場合は、期限を区切ってそれまでに掃除をしない場合は職員と一緒に片づけるように支援に取り組まれています。高校生からは携帯電話を所持できるため、子ども達に最寄りの警察署から講師を招きSNS研修「SNSの危険性について」を開催、ネットやSNSに関する知識や自分を守るためのスキルが身につくように支援しています。

(2) 食生活

①	A12 おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。	b
	□楽しい雰囲気食事ができるように、年齢や個人差に応じて食事時間に配慮している。	☐
	□食事時間が他のこどもと違う場合にも、温かいものは温かく、冷たいものは冷たくという食事の適温提供に配慮している。	☐
	□食事場所は明るく楽しい雰囲気、常に清潔が保たれたもとで、職員とこども、そしてこども同士のコミュニケーションの場として機能するよう工夫している。	☐
	□定期的に残食の状況やこどもの嗜好を把握するための取組がなされ、それが献立に反映されている。	☐
	□基礎的な調理技術を習得できるよう、食事やおやつをつくる機会を設けている。	☐

【コメント】

毎年、食事のアンケートを実施して、子どもの意向を献立作成などに反映するように努めています。食材の手配や献立の作成は栄養士が行っていますが、食育のために、各ホームごとに調理と盛り付けを行い、できるだけ出来立ての食事を提供するように努めています。子どもの年齢に応じた食材の切り方や盛り付けなどの工夫を行い、子ども達が基礎的な調理技術を習得できるように、休日などに職員が子どもと一緒に菓子作りや調理などをする機会を設けています。

(3) 衣生活

①	A13 衣類が十分に確保され、こどもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	b
	☐ 常に衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを着用している。	☐
	☐ 汚れた時にすぐに着替えることができ、またTPOに合わせた服装ができるよう、十分な衣類が確保されている。	☐
	☐ 気候、生活場面、汚れなどに応じた選択、着替えや衣類の整理、保管などの衣習慣を習得させている。	☐
	☐ 洗濯、アイロンかけ、補修等衣服の管理をこどもの見えるところで行うよう配慮している。	☐
	☐ 衣服を通じてこどもが適切に自己表現をできるように支援している。	
	☐ 発達状況や好みに合わせてこども自身が衣服を選択し購入できる機会を設けている。	☐

【コメント】

施設では、衣類は職員が子どもと一緒に服を買いに行き、自分で選んだ衣服を選んで着ていることがうかがえました。季節に応じて職員と一緒に衣替えを行い、季節にあったものを着用できるよう自立支援に取り組んでいます。

(4) 住生活

①	A14 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるようにこども一人ひとりの居場所を確保している。	a
	☐ こどもにとって居心地の良い安心安全な環境とは何かを考え、積極的に環境整備を行っている。	☐
	☐ 小規模グループでの養育を行う環境づくりに配慮している。	☐
	☐ 中学生以上は個室が望ましいが、相部屋であっても個人の空間を確保している。	☐
	☐ 身につけるもの、日常的に使用するもの、日用品などは、個人所有としている。	☐
	☐ 食堂やリビングなどの共有スペースは常にきれいにし、家庭的な雰囲気になるよう配慮している。	☐
	☐ 設備や家具什器について、汚れたり壊れたりしていない。破損個所については必要な修繕を迅速に行っている。	☐
	☐ 発達やこどもの状況に応じて日常的な清掃や大掃除を行い、居室等の整理整頓、掃除等の習慣が身につくようにしている。	☐

【コメント】

「(単年度の)事業計画書」の中で「朝上がる前に終わらせる仕事(掃除場所)」について明記し、清潔保持に取り組んでいます。環境安全委員を設置して、環境整備に取り組んでいます。居室などの整理整頓や掃除の習慣が身につくように、苦手な子どもに対しては職員と一緒にしています。ホームを風車形式で建てることで、1日の陽当たりや洗濯物の乾き具合もよく、どこにいても中庭が見えることで死角がなくなり、子どもの危険性のキャッチができ、中庭でみんなが集えるように取り組んでいます。

(5) 健康と安全

①	A15 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	a
	□子どもの平常の健康状態や発育・発達状態を把握し、定期的に子どもの健康管理に努めている。	○
	□健康上特別な配慮を要する子どもについては、医療機関と連携して、日頃から注意深く観察し、対応している。	○
	□受診や服薬が必要な場合、子どもがその必要性を理解できるよう、説明している。服薬管理の必要な子どもについては、医療機関と連携しながら服薬や薬歴のチェックを行っている。	○
	□職員間で医療や健康に関して学習する機会を設け、知識を深める努力をしている。	

【コメント】

看護師が中心となり、園の方針で、積極的に病院受診ができるように努め、医療機関と連携を取って、一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理しています。服薬管理の必要な子どもに対しては、服薬後の確認として飲み終わった薬袋を受け取ることで、飲み忘れの防止に努められています。薬が変更した場合は、朝礼などで情報の共有につとめられています。

(6) 性に関する教育

①	A16 こどもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	b
	□他者の性を尊重し、年齢相応で健全な他者との付き合いができるよう配慮している。	
	□性をタブー視せず、こどもの疑問や不安に答えている。	○
	□性についての正しい知識、関心が持てるよう、年齢、発達の状況に応じたカリキュラムを用意し、活用している。	
	□必要に応じて外部講師を招く等して、性をめぐる諸課題への支援や、学習会などを職員や子どもに対して実施している。	○

【コメント】

性教育委員会を設置して、職員を対象に、①性教育（委員会）の活動内容について、②グループワークについて、③プライベートゾーンについての説明、④性的問題行動への対応マニュアルについて、⑤性教育に関わる質問・疑問などについてなど、多様なテーマで研修を実施しています。性教育委員会が中心となって、子どもの年齢や発達の状況に応じて、性についての正しい知識、関心が持てるような機会の提供に取り組んでいます。

(7) 行動上の問題及び問題状況への対応

①	A17 こどもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	a
	□施設が、行動上の問題があった子どもにとっての癒しの場になるよう配慮している。また、周囲のこどもの安全を図る配慮がなされている。	○
	□施設の日々の生活が持続的に安定したものとなっていることは、こどもの行動上の問題の軽減に寄与している。またこどもの行動上の問題が起きた時も、その都度、問題の要因を十分に分析して、施設全体で立て直そうと努力している。	○
	□不適切な行動を問題とし、人格を否定しないことに配慮をしている。職員の研修等を行い、行動上の問題に対して適切な援助技術を習得できるようにしている。暴力を受けた職員へ無力感等への配慮も行っている。	
	□くり返し児童相談所、専門医療機関、警察等と協議を重ね、事態改善の方策を見つげ出そうと努力している。	○

【コメント】

子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題については、朝礼、職員会議、ホーム会議、ケース会議などで話し合い、それぞれの個別の事案に応じて、児童相談所や医療機関等関係機関と連携を図り、対応に努めています。子どもが暴力などを振るった際にはどのようにするのかは、新任研修や職員研修の際にロールプレイを行いながら研修を行い、適切な対応についての理解を深めるように努められています。

②	A18 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	b
	☐ 問題の発生予防のために、施設内の構造、職員の配置や勤務形態のあり方について定期的に点検を行っており、不備や十分でない点は改善を行っている。	
	☐ 生活グループの構成には、子ども同士の関係性、年齢、障害などへの配慮の必要性等に配慮している。	○
	☐ 課題のある子ども、入所間もない子どもの場合は特別な配慮が必要となることから、児童相談所と連携して個別援助を行っている。	
	☐ 大人（職員）相互の信頼関係が保たれ、子どもがそれを感じ取れるようになっている。子ども間での暴力やいじめが発覚した場合には、施設長が中心になり、全職員が一丸となって適切な対応ができるような体制になっている。	○
	☐ 暴力やいじめに対する対応が施設だけでは困難と判断した場合には、児童相談所や他機関等の協力を得ながら対応している。	○
	☐ 子ども間の性的加害・被害を把握し適切に対応している。	○

【コメント】

各ホームの構成については、子ども同士の関係性、年齢、性別（男性は原則同じ世代の子どもを集める。女性は長期的な目で判断する）など多様な観点から総合的な配慮に基づいて行われています。副園長が1日に回れる部屋数を決めて巡回しています。暴力やいじめについての対応が施設だけでは困難と判断した場合には、児童相談所や警察など関係機関の協力を得ながら、子どもの最善の利益の観点からその解決・改善に丁寧に取り組んでいます。

(8) 心理的ケア

①	A19 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	a
	☐ 心理的ケアを必要とする子どもについては、自立支援計画に基づき心理支援プログラムが策定されている。	○
	☐ 施設における職員間の連携が強化されるなど、心理的支援が施設全体の中で有効に組み込まれている。	
	☐ 心理的ケアが必要な子どもへの対応に関する職員研修やスーパービジョンが行われている。	○
	☐ 職員が必要に応じて外部の心理の専門家からスーパービジョンを受ける体制が整っている。	○
	☐ 心理療法を行うことができる有資格者を配置し、心理療法を実施するスペースを確保している。	○
	☐ 児童相談所と連携し、対象となる子どもの保護者等へ定期的な助言・援助を行っている。	○

【コメント】

園内には心理室が設けられ、心理療法担当職員が中心となり、心理的ケアが必要な場合は、自立支援計画に基づき心理支援プログラムが実施されています。心理療法担当職員のために、外部からスーパーバイザーに来てもらい、スーパービジョンを実施しています。

(9) 学習・進学支援、進路支援等

①	A20 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	b
	☐ 静かに落ち着いて勉強できるようにその時の本人の希望に沿えるような個別スペースや学習室を用意するなど、学習のための環境づくりの配慮をし、学習習慣が身につくよう援助している。	○
	☐ 学校教師と十分な連携をとり、常に子ども個々の学力を把握し、学力に応じた個別的な学習支援を行っている。一人ひとりの必要に応じて、学習ボランティアや家庭教師、地域の学習塾等を活用する機会を提供している。	○
	☐ 学力が低い子どもについては、基礎学力の回復に努める支援をしている。	○
	☐ 忘れ物や宿題の未提出について把握し、子どもに応じた支援をしている。	○
	☐ 障害のある子どものために、通級による指導や特別支援学級、特別支援学校等への通学を支援している。	

【コメント】

平日は職員による学習支援を行い、学力に課題がある子どもについては、学校と連携して、子どもの課題を共有しながら学習支援に取り組んでいます。子どもの希望に応じて、公文や学研などへの通学が可能なように学習環境の整備がなされています。学校からの連絡、提出物は職員が確認するようにしています。

②	A21 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	b
	☐ 進路について自己決定ができるよう進路選択に必要な資料を収集し、子どもに判断材料を提供し、子どもと十分に話し合っている。	○
	☐ 進路選択に当たって、本人、親、学校、児童相談所の意見を十分聞き、自立支援計画に載せ、各機関と連携し支援をしている。	○
	☐ 児童自立生活援助事業、社会的養護自立支援拠点事業、身元保証人確保対策事業、奨学金など、進路決定のための経済的な援助の仕組みについての情報提供をしている。	○
	☐ 進路決定後のフォローアップや失敗した場合に対応する体制ができており、対応している。	
	☐ 学校を中退したり、不登校となった子どもへの支援のなかで、就労(支援)しながら施設入所を継続することをもって社会経験を積めるよう支援している。	
	☐ 高校卒業後も進学を希望する子どものために、資金面、生活面、精神的面など、進学の実現に向けて支援、情報提供をしている。	
	☐ 高校卒業して進学あるいは就職した子どもであっても、不安定な生活が予想される場合は、積極的に措置延長を利用して支援を継続している。	

【コメント】

職業指導員を設置し、子どもの職業選択のための相談、助言、情報提供に取り組んでいます。子どもの意向を踏まえ、普段の会話の中で進路について子ども自身と職員が話し合い、一緒に考えています。進路選択に当たって、学校を中心として、三者面談では保護者にも同席をしてもらうように努め、支援をしています。進路決定に関わる経済的な支援については、奨学金等の情報提供や必要に応じて園長から推薦状を書くなどの取組をしています。

③	A22 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	b
	☐ 実習を通して、社会の仕組みやルールなど、自分の行為に対する責任について話あっている。	
	☐ 実習を通して、金銭管理や生活スキル、メンタル面の支援など、こどもの自立支援に取り組んでいる。	
	☐ 実習先や体験先の開拓を積極的に行っている。	
	☐ 職場実習の効果を高めるため、協力事業主等と連携している。	
	☐ アルバイトや、各種の資格取得を積極的に奨励している。	○

【コメント】

高校生に関しては、社会体験の機会として、学校の許可が出れば、アルバイト等を始めることを奨励しています。卒園する前に、自動車運転免許を取得できるように取組まれています。子どもの自立を支援している民間団体等の活動に参加させるなど、社会経験を積み重ねる多様な機会を活用されています。

(10) 施設と家族との信頼関係づくり

①	A23 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	b
	☐ 施設の相談窓口および支援方針について家族に説明し、家族と施設、児童相談所がこどもの成長をともに考えることを伝え、家族と信頼関係を構築できるよう図っている。	○
	☐ 家庭支援専門相談員の役割を明確にし、施設全体で家族関係調整、相談に取り組んでいる。	
	☐ 面会、外出、一時帰宅などを取り入れこどもと家族の継続的な関係づくりに積極的に取り組んでいる。	○
	☐ 外出、一時帰宅後のこどもの様子を注意深く観察し、不適切なかかわりの発見に努め、さらに保護者等による「不当に妨げる行為」に対して適切な対応を行っている。	
	☐ こどもに関係する学校、地域、施設等の行事予定や情報を家族に随時知らせ、必要に応じて保護者等にも行事への参加や協力を得ている。	○

【コメント】

入所後の連絡や交流については、家庭支援専門相談員が中心となって、家庭訪問の実施など、家族との信頼関係の形成に取り組んでいます。面会や一時帰宅などは児童相談所と相談して対応に努められています。

(11) 親子関係の再構築支援

①	A24 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	b
	☐ 家庭支援専門相談員を中心に、ケースの見立て、現実的な取組を可能とする改善ポイントの絞り込みを行うなど、再構築のための支援方針が明確にされ施設全体で共有されている。	
	☐ 面会、外出、一時帰宅、あるいは家庭訪問、施設における親子生活訓練室の活用や家族療法事業の実施などを通して、家族との関係の継続、修復、養育力の向上などに取り組んでいる。	○
	☐ 児童相談所等の関係機関と密接に協議し連携を図って家族支援の取組を行っている。	○

【コメント】

本園では、家庭支援専門相談員が中心となって、親子関係の再構築のために家族への支援に取り組んでいます。親子生活訓練室の活用など、家族の養育力の向上などに取り組んでいます。退所後に一人暮らしをする子どもには、在園中に親子訓練室を活用してできる限り職員の関わりを控え、一人の力で生活を体験するように努められています。